

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

現行計画の進捗状況等

(1) 子どもからの意見聴取

- ①「子どもの権利ノート」ハンドブックの改訂
- ②ライフストーリーワークの充実
- ③一時保護所の第三者による評価の充実

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①ハンドブックの改訂には至っていない。新たな取組として、一時保護から措置となる子どもなどに対し、IFCA発行の絵本を用いて、新しい生活が始まる子どもの不安などに寄り添った意見聴取を、措置される施設等と連携しながら実施している。令和6年度からは、義務化された意見聴取等措置に関して独自のツールを作成し、適切に意見聴取できるよう取り組み、また、子ども権利擁護部会を設置し、子どもの権利擁護に係る環境を整備している。
- ②令和元年度～令和5年度の間で、38人の措置児童に対して、ライフストーリーワークを実施した。対象児童に対しては、複数回の面接や外出を通してワークを実施しており、ワーク後のフォローについては施設職員と連携して行っている。また、サインズ・オブ・セイフティアプローチの中の1手法であるワーズ＆ピクチャーズを活用し、現在に至る過程を伝えたり、共有するなどの取組も進めている。今後も引き続き、ライフストーリーワークやワーズ＆ピクチャーズを活用し、生い立ちや家族との関係を整理し支援する取組を継続する。
- ③一時保護所の第三者評価(外部評価)は令和4年度に受審し、自己評価は毎年実施している。令和7年度の外部評価の受審に向けて準備を進めている。

分析

- ①ハンドブックの改訂については、令和4年の児童福祉法改正に伴い子どもの権利擁護に関する内容が変わることが想定されたことから、市内児童養護施設職員、子ども相談所、子ども家庭課での改訂のためのワーキングを一時中断していた。
- ②ライフストーリーワークについては、実親の同意、本人の意向や状況等の理由により、実施が難しいケースがあった。
- ③第三者評価の委員による子どもへのインタビューや、アンケートを取ることで一時保護所運営に関する参考意見があった。

(2) 施策を検討する際の子どもからの意見聴取

社会的養護に関する施策や施設等で暮らす子どもの権利を守る方策を検討する際には、当事者である子ども(社会的養護の経験者を含む)から聞き取りを実施する。措置先(委託先)の施設等や里親等から対象者を選定し、アンケート調査やインタビューを行う。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- 今回の計画改訂にあたって、施設入所者等からのアンケートの実施や社会的養護経験者の懇話会参加を要請している。

分析

- 支援者目線だけでなく、社会的養護経験者等の意見を聞くことは有用な取組と考えている。

(3) 第三者支援による子どもからの意見聴取

- ①安心して意見表明できることを子どもに周知する。
- ②施設等の第三者委員と子どもが一緒に食事をする機会を作るなど、日常的な交流の仕方を検討する。
- ③国の調査研究を踏まえ、子どもの権利擁護を図る新たな仕組みを検討する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①子どもに「大切なお知らせ」(ハガキ)を配布し、第三者機関に相談できる取組を行っている。
- ②施設等において、第三者委員との交流は地域の祭りなどを通じて行っている。
- ③令和4年の児童福祉法改正において義務化された子ども権利擁護に関する審議会は令和6年4月に設置した。

分析

- ①意見表明の手法に関する周知等は、何度も行う必要がある。令和5年度より、委託業務による意見表明等支援事業を実施しており、対象施設を今後広げていくためにも支援者の理解や子どもへの説明が今以上に必要となる。
- ②第三者委員と食事をする機会等が新型コロナウイルス感染症防止対策により機会が減っている。今後は、施設側の理解や状況を見極めながら第三者による意見聴取を実施する。
- ③権利擁護スタートアップマニュアルを基に、整備すべき内容を捉えて設置した。

(2) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

現行計画の進捗状況等

(1) こども家庭総合支援拠点の設置

家庭相談員等の体制強化を図り、令和4年度を目処にこども家庭総合支援拠点の設置を推進する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

こども家庭総合支援拠点については、令和2年度に南区・北区、令和3年度に中区・西区、令和4年度に堺区・東区・美原区の全ての子育て支援課に設置した。

分析

各区段階的に予算措置を講じて体制整備を行った。これが設置前後のノウハウの蓄積や課題の共有につながり、全7区に円滑に設置することができた。

(2) こども家庭支援に携わる職員の人材育成

こども家庭総合支援に携わる職員のうち、調整担当者研修の受講を義務付けられていない職員についても、本研修の受講を推奨する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

令和2年度から令和5年度までの期間で、受講を義務付けられていない職員8名を含む45名が受講した。

分析

研修受講の必要性の周知及び継続的な研修開催等により、着実に受講者を確保している。

(3) 支援メニューの充実(ショートステイ・トワイライトステイ)

施設等の小規模かつ地域分散化によって生じる本体施設のスペースを生かした多機能化の取組として、ショートステイ・トワイライトステイの枠を確保する。

週末里親及び民間団体を活用する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

市内の乳児院開設により、令和6年度からショートステイ・トワイライトステイ利用可能な施設が6箇所から7箇所に増えた。

施設等では居室の空き状況を見て、ショートステイ・トワイライトステイを受けている。

分析

里親・週末里親の登録数が大きく増えないため、当該目的にまで活用できていない。

(4) 母子生活支援施設の活用

既存の母子生活支援施設を活用し、特定妊婦の入所支援を行う。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

市内母子生活支援施設を活用し、母子でのショートステイを実施している。

分析

母子生活支援施設の利用者はDV被害者が多い。シェルター的に利用する要素が強いため、他都市からの避難者が大半で入所率が高く、市内母子生活支援施設を活用しての堺市の特定妊婦の支援に至っていない。

(5) 児童家庭支援センターの機能強化

児童家庭支援センターの専門性を生かして、子ども相談所や区の子育て支援課を補完する事業を強化する。

子ども相談所からの指導委託件数の増加を図る。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

保護者に対するプログラム(ノーバディーズ パーフェクト、ベビープログラム、心理士出張相談(発達相談)等)を実施し、堺市の取組を補完している。

指導委託については、子ども相談所内で完結する場合多いため、委託件数は横ばい。

未就園児全戸訪問事業や施設退所後等の児童に対するアウトリーチ支援を実施している。

分析

専門性を活かし、子ども相談所や区の子育て支援課等を補完する事業を実施できている。

(3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

現行計画の進捗状況等

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ①里親の開拓等にノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や実践を伝えることができる里親会との協働により、子育て支援や社会貢献に関心のある層を中心に働きかけ、新規の里親開拓を推進する。
- ②改修費補助制度を活用し、ファミリーホームの設置を促進する。
- ③里親等のアセスメントや里親認定登録に関する事務、マッチング、委託後の里親支援等のフォスタリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関を活用する。
- ④未委託里親や短期養育里親等にレスパイト機能を担ってもらい、養育里親が疲弊して里親委託が不調にならないよう支援する。
- ⑤未委託里親や乳児を希望する里親に、ニーズに合った実技研修を実施し、いつでも受け入れできるよう体制を整備する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

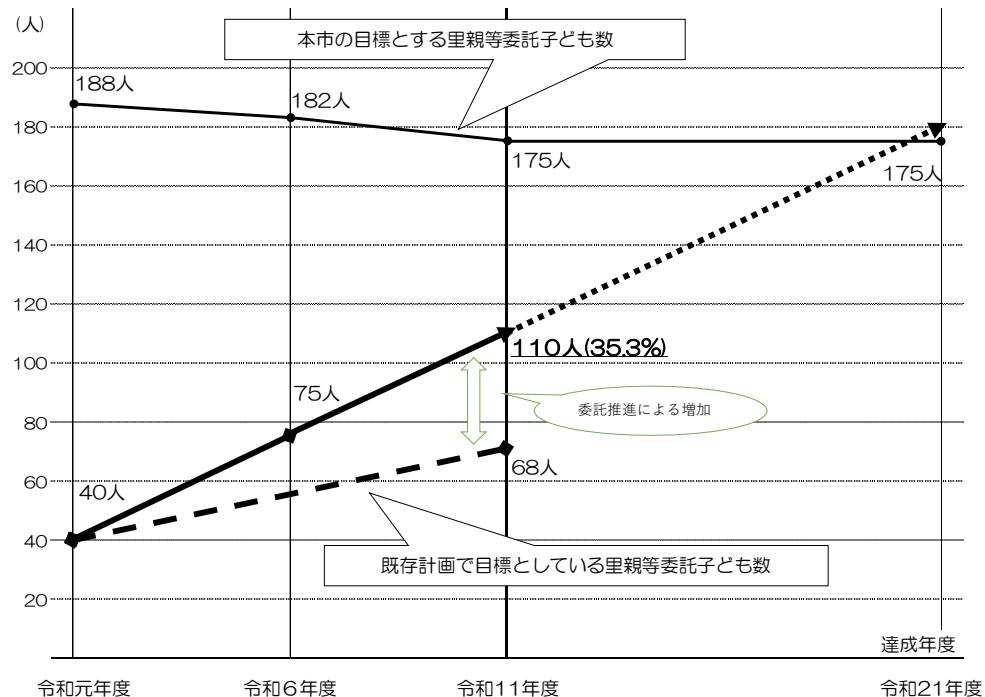
- ①従来の広報啓発方法に加え、令和3年度からは、庁内他部局と協働し、様々な企業と連携した広報啓発の取組を進めた。また、令和4年度を「さかい里親YEAR」と位置づけ、集中的な取組を行った。今後も引き続き、子育て支援や社会貢献に関心のある層を含め、新規の里親開拓を推進する。令和6年度の新規里親の登録見込は、11組ほどを予定している。
- ②令和元年度末時点で、2か所であったファミリーホームが、令和3年度、令和4年度にそれぞれ1か所開設し、現在計4か所(北区・中区・東区・美原区)設置している。今後も、各区1ファミリーホームをめざし、設置を促進する。
- ③令和4年児童福祉法改正により、里親支援センターが創設されたことを受け、本市においても、里親支援センターの設置に向けて、包括的な里親支援を実施できる民間事業者の活用を検討する。
- ④レスパイト・ケア事業を積極的に活用し、利用件数、延べ日数ともに増加している。また、その後の里親同士のつながりや支援の輪を広げることも考慮に入れて、レスパイト先を選定することにより、ピアサポートの構築にも寄与しており、今後も、レスパイト・ケアの積極的な活用を推進する。なお、不調による措置変更は、令和元年度2件、令和2年度、令和3年度にそれぞれ1件、令和4年度以降0件となっている。
- ⑤未委託里親や乳児を希望する里親に、必要に応じて実技研修等を案内・実施し、いつでも受け入れできるよう、体制を整備している。

分析

- ①広報啓発の集中的な取組の結果、市民の里親制度に対する認知度は向上しているものの、里親登録に向けての相談は、微増微減を繰り返している。新規の里親開拓については、各ターゲット層に合わせた、広報啓発・リクルート活動が継続的に必要である。
- ②改修費補助制度を有効に活用し、新たに2か所を設置できた。
- ③里親等のアセスメントや委託後の里親支援等について、民間の相談支援機関を活用し、連携を図ってきたが、フォスタリング業務に精通した人材の確保・育成が難しく、民間事業者による包括的な里親支援の実施には至っていない。
- ④里親が疲弊しないように、また不調にならないように、レスパイト・ケア事業だけではなく、子どもの心理司面接や里親子の通所指導など、様々な支援を展開している。
- ⑤乳児院やファミリーホームなどの協力を得て、実技研修が実施できるよう調整している。

(2)里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

前回策定時の目標人数等



前回策定時の目標人数 内訳

代替養育を必要とする子ども数(A)

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和6年度末	51	52	220	323
令和11年度末	50	51	211	312

令和5年度末 実績人数

代替養育を必要とする子ども数(A)

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和5年度末	14	61	199	274

Aの内、里親等委託が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和6年度末	16	13	46	75
令和11年度末	23	19	68	110

Aの内、里親等委託が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和5年度末	6	19	31	56

Aの内、施設で養育が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和6年度末	35	39	174	248
令和11年度末	27	32	143	202

Aの内、施設で養育が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和5年度末	8	42	168	218

分析

里親等委託が必要な子ども数についての令和5年度末の実績は56人で、令和6年度の目標人数を下回っている状況にある。代替養育を必要とする子ども数が減っていることも要因と考えられるが、里親登録数やファミリーホームの設置数を増やすこと、様々な里親支援を推進することにより、里親等委託数を増やしたい。

(4) 代替養育を必要とすることのパーグルンシー保障に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①施設等と連携し、養育実習や法定研修以外の研修の場を設ける。また、実親や親権者が行方不明や死亡等で意向確認ができない場合、弁護士と法的対応を協議し、特別養子縁組等の成立をめざす。
- ②医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施する。
- ③乳児院や乳児ホーム等、乳幼児と直接ふれあう実習ができる施設を開拓する。また、養子縁組里親希望者には、養子縁組を行う前に、育児手法を学ぶ場を提供し、活用できる保健・福祉サービスを紹介するなどして、継続した支援を行う。
- ④特別養子縁組における子どもの年齢制限が引き上げられることに伴い、養育里親から養子縁組を希望する里親についても支援を行う。
- ⑤養親同士が交流できる仕組み(ピアサポート)を構築する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①未委託里親や委託予定里親に対して、必要に応じて養育実習を行った。また、法定研修以外の研修を年1回程度実施した。親権者が行方不明となっている児童について、弁護士と協議し、親権停止及び児童相談所長による特別養子適格の申立を行い、特別養子縁組が成立した事例が1件あった。令和6年度においても、同様の対応を検討しているケースが1事例ある。
- ②令和3年度に医療機関と連携し、里親への乳児委託促進事業を制度化した。今後、必要に応じて、事業を実施する。
- ③令和5年4月から、管内に開設された愛育社めばえ乳児院において、養子縁組里親希望者への養育実習をスムーズに調整できるようになり、乳児の養育経験がない養育里親に対しても、養育実習を行うなど、育児手法を学ぶ場を提供した。また、委託時及び縁組成立時には、養親に同行し、養親の居住区の子育て支援課及び保健センターで、活用できる資源・サービス等を紹介するなどの支援を行っている。
- ④特別養子縁組における子どもの年齢制限が引き上げられたことにより、養子縁組を検討できるケースが2事例あり、引き続き支援を行う。
- ⑤里親会による養親同士の交流に加え、養子縁組里親限定の交流会やファミリーホーム運営者の交流会、年長児の受託里親の会合を呼びかけるなど、ピアサポートの構築に努めた。

分析

- ①実親の不同意等事例における特別養子適格の申立については、弁護士と連携しながら、計画的に進めることができた。
- ②妊娠中から特別養子縁組を希望する実親の相談については、保健センター等と連携しているが、民間あっせん機関につながる事例も増えており、ニーズが減少傾向にあると思われる。
- ③愛育社めばえ乳児院の開設により、乳幼児の実習の提供がスムーズにできている。
- ④子どもの思いや状態を考慮しながら、実親や里親の状況を踏まえて丁寧に進める必要がある。
- ⑤同じ悩みを抱えた里親同士の交流の場を作ることで、ピアサポートによるエンパワメント効果があり、交流が継続している。

(5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①児童養護施設本体施設の近隣に、地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの設置を促進する。
- ②ケアニーズの高い子どもの複雑な行動上の問題等を解消できるよう、児童養護施設本体施設に心理職や看護師等専門職を配置すると同時に、保育士や児童指導員の配置を充実し、集中的にケアできる体制整備を支援する。また、職員数の少ない地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、養育に求められる技能の高度化に対応できるよう研修を実施し、職員間の連携を強化し、孤立しないよう支援する。
- ③児童養護施設で、措置入所した子どもと一時保護した子どもが混在しないよう配慮する。また、子どものそれぞれの状態に応じて一時保護を適切に実施するため、児童養護施設内に一時保護専用スペースの設置を検討する。また、乳児の一時保護機能を充実し、緊急一時保護に対応できる体制を整える。
- ④フォースタッキングの包括的実施体制の構築に向け、児童養護施設(里親支援専門相談員を含む)における里親支援の役割として、里親制度の啓発及び里親のリクルートでは、シンポジウム・地域相談会・短期養育里親説明会等に参加し里親候補者を開拓する。里親委託中の支援では、関わりのある子ども及び里親に対して家庭訪問を実施し養育に対する安心感を高める。児童養護施設で生活している子どもたちの中で、親との面会や外泊の機会が少ない子どもには、週末里親の利用調整等を行い、質の高い里親養育体制を確立する。
- ⑤子どもが施設等を退所した後、困ったときに相談に応じるのは施設等の職員が多いことから、国の施策の方向性も視野に入れつつ、子どもが円滑に自立した生活を送ることができるよう、自立支援専門相談員の配置を検討し、アフターケアの充実を図る。退所後、自らが出身施設に相談できない人もいることから、養育に携わる職員が、アフターケアについてはインケア時から連綿とつながる支援との認識をもって、施設等で生活している間に子どもとの良好な関係性を築き、子どもの自立支援をサポートする。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①令和5年度に児童養護施設等の敷地内に小規模グループケアについての設置が1件あったが、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの設置はなかった。
- ②児童養護施設等において、心理職等の加算職員の配置は概ねできている。研修については施設において内外問わず実施しているもの、施設部会で実施しているもの、子ども相談所等と連携しているものがあり、その都度子どもの支援に求められるテーマを設定している。
- ③児童養護施設等において、一時保護専用スペースの設置はできていない。乳児の一時保護については、令和5年度に乳児院が設置されたことから、緊急対応含めて改善されつつある。
- ④児童養護施設等において、里親支援専門相談員を配置し里親開拓や家庭訪問は実施できている。週末里親についての利用については増えていない。
- ⑤自立支援専門相談員は、児童養護施設4施設の内、1施設が配置している。

分析

児童養護施設等へ聞き取った結果①②③⑤に関して、新規採用者が少なく年度途中の離職者が多い。在職経験年数が浅く、経験を積む途中で離職するため、現状の養育の質を保つことを優先するため、新たな取組ができるない現状がある。

①に関して、校区が違うと地域住民や学校との関係性を築くことが難しいため、地域小規模の校区外設置は難しい。このため、物件を探す範囲が狭まってしまう。

④の週末里親に関しては、措置児童が減っていること、保護者がいる場合の利用を控えることにより利用が増えない状況がある。

(6) 一時保護改革に向けた取組

現行計画の進捗状況等

(1) 一時保護所の必要定員数、施設等における一時保護委託数の確保

- ①一時保護所に入所する子どもの増加に対応するため、一時保護所を増築し受入枠を確保する。
- ②一時保護所では、子どもの安全確保はもとより、子どもの心身の状態を的確に把握し、その安定を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①令和3年度個室4室の増築及び児童定員の見直しを行い、令和4年度より30人定員に増員（学齢児4人増、児童2人増）したが、令和4年度は平均入所率でわずかに減少（R3年度86.1%→R4年度84.2）。令和5年度は、入所児童数も入所日数も大幅に増加（平均入所率106.5%）した。
- ②標準化された行動アセスメント指標（SDQ）を導入。トラウマやアタッチメントの視点から個別の治療的ケアにも注力している。

＜参考＞一時保護所子ども数の推移（年間平均）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
1日あたり	25.3人	22.4人	20.7人	25.3人	32.0人
1人あたり	31.3日	35.1日	30.9日	32.5日	35.9日

分析

- ①コロナ禍の自粛が解除された令和5年度、行動化の進んだ高年齢児の保護が急増しているのは、全国的に（都市部は特に）共通する傾向である。児童や家庭の問題・課題も複雑化、深刻化しており、個々の入所期間も長くなっている。
- ②入所定員の増員に伴い、児童指導員（心理職）を令和2年度に2名、令和4年度に4名増員配置した。週3回開催の観察会議（一時保護所内ケースカンファレンス）を充実させ、子どもの背景理解を促し、支援・ケアの個別的配慮について、共有・統一を図っている。

- ③一時保護を安定的に受け入れるため、児童養護施設に一時保護専用スペースを設ける。また、措置入所している子どもも一時保護した子どもが混在しないよう配慮する。
- ④児童養護施設の乳児ホーム（乳児棟）への一時保護委託を推進するとともに、乳幼児を養育できる里親を増やすことを目的とした広報を行うことで、乳幼児の一時保護委託先を確保する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ③令和6年度現在、児童養護施設において施設の定員数と措置人数の状況を見ながら、一時保護委託を可能な限り受けている。一時保護実施特別加算費実施要綱に基づく施設の指定は現在無い。入所措置と一時保護委託した児童の養育上の配慮については、お互いの権利や個々の事情に配慮する中で、基本的な生活習慣を身につけるための支援を行い、人間関係の形成をめざしている。
- ④令和元年9月より児童養護施設の乳児ホームにおいて、乳児の一時保護委託が可能となっている。令和5年4月から職員体制を充実させ乳児院として開設していることにより、更に乳児の措置や一時保護委託等の受け皿が強化されている。

乳幼児の里親委託については、里親登録希望者のほとんどが乳幼児を希望されること、短期で預かることなら可能と言われる方もいるため、様々なツールを使い広報啓発を実施している。

分析

- ③児童養護施設において長年、措置児童と一時保護委託児童を同じ環境で養育している。特段目立つトラブルも発生していない。施設側として、一時保護委託受け入れを考えるにあたり職員体制や性別・年代を聞いた上で判断しているため、定員と措置人数に開きがあり受け入れが可能のように見えても、断らなければならぬ場合もある。一方、施設定員を減らしたことによる空いた居住空間を有効活用することが求められ、当該施設の指定を受けて一時保護体制を強化したいと本市では望むが、施設側の職員配置（採用と育成）の問題もあり進まない現状となっている。
- ④乳児ホームでは、生後間もない乳児を受け入れることが難しかったが、乳児院では可能となり、社会的養護の基盤が強化されている。受け入れの時の健康状態の確認は重要で、CWが調査を綿密に行い施設側の主治医や看護師が状態を配慮しながら観察している。里親への一時保護委託については、状況を確認しながら適宜実施している。

(2)一時保護の環境及び体制整備

- ①一時保護所職員の専門性向上を図る人材育成及び適切に子どもの支援ができる勤務体制を構築する。
- ②施設等の職員に対して、一時保護委託に関する研修を実施する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①国立武蔵野学院附属人材育成センター(年2~3人)、西日本こども研修センターあかし(年1人)の一時保護所職員向け研修を受講し、伝達研修を実施、職員会議でのミニ研修、国が公開している教材を活用した自己研鑽、週3回開催する観察会議(一時保護所内ケースカンファレンス)にグループスーパービジョン機能をもたらすこと等、資質の向上を図っている。
- ②市内児童養護施設等の主任級職員、子ども相談所、子ども家庭課の三者間で、一時保護委託拡充に向けての課題等について協議する検討を重ねている。

分析

- ①一時保護所の人材育成については、研修の体系化の実践を進めている。(R4年度厚労省調査研究事業「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究」の検討委員会に一時保護所長が参画)
- ②各施設の実情によって一時保護委託拡充に向けた課題が異なっていたため、研修ではなく、より個別的な議論ができる検討会の形式をとることとした。

(3)一時保護された子どもの権利擁護

- ①一時保護ガイドラインにある第三者による評価の趣旨を踏まえ、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして、現在実施している一時保護所の評価検証の実施内容を充実するなど第三者による評価の機能を高める。
- ②一時保護所のさらなる処遇改善に向けて、退所する子どもを対象にアンケートを実施する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①一時保護所の第三者評価として、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング及びJ-Oschisの評価基準による毎年の自己評価及び3年に1回の外部評価(R4年度受審)を通じたPDCAサイクルにより、子どもの権利擁護の視点で、評価結果に基づく見直し・改善計画を継続的に策定した。
- ②入所期間の長期化傾向に配慮して、退所児対象を前倒しして、長期入所児アンケートとして、1ヶ月を経過した子どもを対象に、その後1ヶ月ごとに実施(令和3年度)した。

分析

- ①②については、一時保護ガイドライン等の趣旨を踏まえて、子どもの権利擁護の多角的な取組・実践を進めている。

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①進路の選択肢を増やすため、就学についての相談支援を丁寧に実施する。また、大学等への進学をめざす人を支援するため、就学者自立生活援助事業の実施を検討する。
- ②子どもが退所後も、訪問や電話のほか、SNSなどさまざまなツールを活用して施設職員とつながりを持てるよう、児童養護施設で生活している間に施設職員と良好な関係性を築き、安心感を醸成する。また、里親家庭から、自立した子どもへの相談支援体制の構築を検討する。
- ③自ら相談できない人もいることから、施設職員が定期的に連絡を行うことや、施設等で生活している間に子どもとの良好な関係性を築き、子どもの自立支援をサポートする。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①就学者自立生活援助事業については実施済。
- ②児童養護施設において入所児童との関係性の構築は図れている。里親家庭において措置延長や他制度を活用して、自立するまでの期間の支援体制は整えている。
- ③児童養護施設において各施設独自の方法でアフターケアを実施している。また、関係機関と連携して、食料支援を行うなど個別対応も行っている。

分析

- ①令和5年12月に事業を開始している。大学等への進学よりも生活基盤が整わない高校生の支援が中心となっている。
- ②児童福祉法改正により児童養護施設及び里親等での入所期間が生活状況によって今まで以上に延長することができることから、自立のための支援を柔軟に行うことが可能となった。
- ③児童養護施設は独自の取組によって退所者を支援している。更なる支援として、自立支援専門相談員の全施設での配置をめざす。

(8) 児童相談所の強化等に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①令和2～4年度の3年間で、児童福祉司及び児童心理司を増員し、100人体制に拡充する。
 - ・児童福祉司及び児童心理司については、1年度あたり15人程度の増員を行う。
 - ・その他体制の強化
 - 虐待対策課の機能分化による係体制の強化
 - 里親養育支援強化に向けた体制の強化
 - 区の相談支援体制の強化
- ②人材の育成
 - ・児童福祉司、スーパーバイザーの義務研修の受講
 - ・スキルアップ研修として、庁内職員や外部講師を活用して、さまざまなテーマ別の専門研修や面接トレーニング研修等を実施する。
- ③関係機関との連携の強化
 - ・子ども相談所と区において、支援対象の子どもの家族全体の実状に合わせたケースの目標に向けて、協働して支援を行う。
 - ・要保護児童対策地域協議会での各関係機関との時機を得た情報の共有を高める。
 - ・警察との連携を強化

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- | |
|--|
| ①体制の拡充 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、令和6年5月1日現在で児童福祉司67人、児童心理司34人、計101人を配置。 ・令和5年度から育成相談課及び虐待対策課を4係体制に、家庭支援課を3係体制に拡充。 ・令和2年度から里親担当の係（現在の相談第四係）を設置し、令和3年度に係員を1人増員。 ・各区に子ども家庭総合支援拠点を設置。 |
| ②人材の育成 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザーを計画的に増員配置。令和6年4月1日現在で25人配置。 ・課内研修において、中堅職員が中心となり、実際に課題となっていること等、職員の関心の高いことをテーマに月1回実施。 ・援助方針会議において、定期的に外部の専門家として弁護士又は大学教授が参画し、助言等を受けられる体制を構築。 ・個別ケースについて、先輩職員の面談に同席し、聴き取りのノウハウや見立てを学ぶ機会を設定。 |
| ③関係機関との連携の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月改訂の虐待対応実務マニュアルにより、関係機関との役割分担やルールについて共有。 ・虐待通告対応等に関して、区役所（子育て支援課）と子ども相談所で定期的な意見交換や振り返りを実施。 ・令和3年4月から警察との情報全件共有により連携体制を強化。 |

分析

- | |
|---|
| ①体制の拡充 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度までに目標は達成できなかったが、新規採用者等の確保と研修受講により、令和6年度において100人体制を達成できた。 |
| ②人材の育成 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な研修実施と重層的なSV体制の構築等により人材育成を図る。 |
| ③関係機関との連携の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市の強みを生かし、庁内連携の充実強化に取り組む。 ・重大な児童虐待ゼロの実現をめざしオール大阪で取り組むため令和元年8月に設置された大阪児童虐待防止推進会議において、警察との情報共有や連携強化等について協議を進めた。 |